

議会運営委員会の諮問事項について

番号	要 旨	自	公	共	民
		民	明	産	主
		○△×=会派態度 ◎=提案会派			
1	<p>ペーパーレス化について</p> <p>提案理由 紙資源の削減だけではなく、業務の効率化を目指し、ICT機器の導入と活用を検討する理由から提案する。</p>				
		議会の ICT 化及び情報公開 検討部会において検討中			
2	<p>請願・陳情付託除外基準の拡大について 私人間の争いに関する陳情（民間紛争）を付託除外とする</p> <p>提案理由 個人的な財産権に関して、議会が態度表明することはなじまない。また、法的な条件を満たしているのであれば、議会の権限外であり、態度表明をすべきではないという理由から提案する。</p>		◎		
3	<p>議会放送について</p> <p>提案理由 区民への情報公開をより進めるため、議会放送の今後の</p>				
		議会の ICT 化及び情報公開 検討部会において検討中			
4	<p>議会運営に関する陳情の取扱いについて</p> <p>提案理由 議会運営に関する事項は、全会一致を原則と が前提である陳情審査ではなく、議会全体の 事項として提案し、審議することが望ましい そのため、議会運営に関する陳情は、議会運 問事項で議論することを提案する。</p>				
		【令和2年2月21日取扱い決定】 議会運営委員会に関する陳情が提出 された際の取扱いについて、申合せ 事項とすることを決定し、検討を終了。			
5	<p>請願・陳情の区議会HP上での公開について</p> <p>提案理由 本件は、板橋区の情報公開条例における公文書原則公開の規定が、議 会基本条例前文に「区民に開かれた、区民参加の議会」 報公開」と謳っている理念に鑑みて、陳情の願意に拘束 く、議論を深め結論を出すべきである。よって、議会運営委員会の諮 問事項として提案する。</p>				
		議会の ICT 化及び情報公開 検討部会において検討中			

番号	要 旨	自	公	共	民
		民	明	産	主
		党	党	党	ク ラ ブ
		○△×=会派態度 ◎=提案会派			
6	特別会計の予算審査・決算調査特別委員会分科会については、必要な場合、別途日程を設けることができることとする 提案理由 健康福祉委員会関連の一般会計の他に3特別会計の審査を行うのは、時間的に不十分であると考えため提案する。			◎	
7	各種計画について、関係する各常任委員会においても報告及び質疑を可能とすること 提案理由 現在、とりまとめを行う所管課が、所属する常任委員会のみで報告を行うこととなっている。そのため、所管外の個別事業について、十分な質疑を行うことができていないことから、改善を求め提案する。			◎	
8	政務活動費について、証拠書類をHPで公開することについて 提案理由 政務活動費の支出について、収支報告書の公開だけでは不十分であると言えないことから、領収書等の証拠書類の公開が必要であると考えため提案する。				議会の ICT 化及び情報公開 検討部会において検討中
9	議場及び委員会室等にノートPC・タブレット端末等の持ち込みについて 提案理由 係る電子機器の議場等における活用は、民間企業や他自治体と比較して時代に即しているとは言いがたい状況にあり、議場の活性化及びペーパーレス化の観点からも、係る機器の持ち込みについての検討部会を立ち上げ、課題の抽出とルール作りについて整理を行う必要がある。				議会の ICT 化及び情報公開 検討部会において検討中
10	各常任委員会・特別委員会でのネット中継実施及び本会議・予算決算特別委員会のネット中継の見直しについて 提案理由 各常任委員会・特別委員会は広く公開すべきものであり、より多くの住民に傍聴の機会を提供するため、既に一般的になっているネット中継サービスを活用すべきである。また、本会議ネット中継化しており、予算決算総括質問で用いられているネット中継サービスも現在一般的では無いものになっており、いずれも見直しが必要である。係る検討のための検討部会を立ち上げる必要がある。				議会の ICT 化及び情報公開 検討部会において検討中

番号	要 旨	自 民 党	公 明 党	共 産 党	民 主 ク ラ ブ
		○△× = 会派態度 ◎ = 提案会派			
11	<p>議会情報のオープンデータ化について</p> <p>提案理由 議会で配付される情報は、紙またはPDFデータである配付形態では機械可読性がなく、データをデジタル形式などの活用が難しい。Excel形式によるデータ配付やXML形式でのリリースなどビッグデータ時代にふさわしい情報活用を検討する必要がある。</p>				
					議会の ICT 化及び情報公開 検討部会において検討中
12	<p>意見書等の提出に関する陳情の取扱いについて</p> <p>提案理由 意見書等の提出を求める陳情は、各常任委員会に付託して審査しているため、賛成多数で採択となる場合がある。この場合は、全会一致ではないため意見書等を提出することができず、議会としての道義的責任（議会の不作為）が生じることになる。また、4人会派や3人会派が所属していない委員会で全会一致の採択となった場合、該当する会派は、委員会終了後、作成された意見書の案文で確認している。</p> <p>以上の課題を解決するため、意見書等の提出を求める陳情については、採決が前提である「陳情」審査ではなく、議会全体の合意が図られるように、議会運営委員への参考送付とし、意見書等を提出すべきと判断した会派は、案文を作成・提出し、会派提案の意見書と併せて幹事長会において議論することを提案する。</p>				◎